

青森県報

第二千七百七十八号

平成十九年
五月十一日
(金曜日)

目次

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (人事課) …… 一

告示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (健康福祉課) …… 二

生活保護法による医療機関の指定 (健康福祉課) …… 二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 (高齢福祉課) …… 二

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) …… 二

右 同 (障害福祉課) …… 二

地籍調査事業計画 (農村整備課) …… 三

基本測量の実施 (監理課) …… 三

公共測量の実施 (同) …… 三

豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了 (道路課) …… 四

漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出 (三八地域局) …… 四

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (県境再生対策室) …… 四

右 同 (保健衛生課) …… 五

建設業者の許可の取消し (三八地域局) …… 五

右 同 (上北地域局) …… 六

右 同 …… (同) …… 六

出先機関

土地改良区の役員の就任 (東青地) …… 七

土地改良事業の工事の完了 (三八地) …… 七

土地改良区の役員の就任 (上北地) …… 七

右 同 (同) …… 七

正誤

平成十九年四月二十五日定例告示中 (林政課) …… 八

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十八号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成十九年三月青森県条例第九号) 中第三十五条の改正規定の施行期日は、平成十九年五月十四日とする。

告示

青森県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
シルバーヴィラ弘前クリニツク 榊田医院	弘前市大字岩賀二丁目二の二 むつ市山田町四三の七	平成十九年三月三十一日 一九・三・三十一

青森県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ますだ歯科医院 こうえんまえ歯科矯正 歯科	むつ市大平町四三の七 むつ市山田町二四の二三	平成十九年四月二日 "

青森県告示第三百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指定期日
		訪問介護	ヘルパーサービス			
有限会社ヒムテイー おぞら	青森市浜館四丁目一〇の一八 十和田市西十五番町三〇の六	訪問介護	ヘルパーサービス はまだて	ヘルパーサービス おぞら	青森市浜館四丁目一〇の二〇 十和田市西十五番町三〇の六	平成十九年四月二日 一九・四・二〇

青森県告示第四百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定期日
			名称	所在地	
有限会社ヒムテイー おぞら	青森市浜館四丁目一〇の一八 十和田市西十五番町三〇の六	訪問介護	ヘルパーサービス はまだて	ヘルパーサービス おぞら	平成十九年四月二日 一九・四・二〇

社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	介護予防訪問介護	山郷館訪問介護センター	弘前市大字大久保字西田九二の三	一九・四・七
社会福祉法人田舎館村協議会	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	介護予防通所介護	田舎館村老人デイサービス事業所	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	〃
社会福祉法人田舎館村協議会	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	介護予防訪問介護	田舎館村ホームヘルプ事業所	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	一九・四・二六

青森県告示第四百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とわだ調剤薬局	十和田市東四番町九の一〇	平成一九・五・一
たむら薬局白銀店	八戸市白銀町字堀ノ外九の四	〃

青森県告示第四百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四二の一	平成一九・五・一

青森県告示第四百三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十九年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
青森市	大字岩渡字小谷の一部	平成十九年五月十一日から平成二十年三月三十一日まで
弘前市	大字悪戸字芦野	〃
八戸市	大字白銀町字八森及び字源治圏内 大字鮫町字林通の一部	〃
五所川原市	大字下岩崎字尾花原の一部	〃
むつ市	緑ヶ丘の一部	〃

青森県告示第四百四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間
平成十九年五月二十五日から平成二十年二月二十八日まで
- 三 作業地域
上北郡横浜町

青森県告示第四百五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
平川市
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 測量の期間
平成十九年四月十七日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 測量の地域
平川市全域

青森県告示第四百六号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了日
市道二二号線	平川市尾崎木戸口二の一から平川市尾崎木戸口二二の一まで	改築（道路改良）	平成一九・三・三〇

青森県告示第四百七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名 称 はちのへ 八戸市大字市川町字下場一一二番地 八戸市大字鮫町字下松苗場一四番地 一六五 福 嶋 一 雄 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八番地 六 石 井 作 美	期 間 平成十九年五月十一日から 同年同月二十 五日まで 場 所 八戸みなと 漁業協同組 合

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
県境不法投棄事業に係る水質モニタリング業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部県境再生対策室
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月二十三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
工又エス環境株式会社青森支店
青森市大字浜田字玉川三四七
- 六 契約金額
三千五百五十万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び予定数量
テセー[®]BSE 一八〇キット程度
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
十和田食肉衛生検査所総務課
十和田市大字三本木字野崎一の一三
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十九年三月二十日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社八戸支店
八戸市沼館一丁目一五の三
- 七 契約単価
十二万七千五百七十五円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十九年二月五日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 程市興発

二 氏名 程熊 市太郎

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一六一三二号

五 取消年月日 平成十九年四月一七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年三月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小笠原建設株式会社

二 代表者の氏名 小笠原 美知

三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十三番町三の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六二二号

五 取消年月日 平成十九年四月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小笠原建設株式会社

二 代表者の氏名 小笠原 美知

三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十三番町三の六

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第六二二号

五 取消年月日 平成十九年四月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大平総業

二 代表者の氏名 小向 のり子

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町向山二八六七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一二八三四号

五 取消年月日 平成十九年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	坂本 宏孝	東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返七六	平成一九・四・五

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農業用施設災害復旧事業 五九一〇一	五 戸 町	平成一九・三・三
五九一〇二	"	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

上北地域県民局長 北 村 収

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	梨木 正則	三沢市淋代一丁目二九七	平成一九・三・六

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月十一日

上北地域県民局長 北 村 収

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	橋本 進	上北郡おいらせ町新田一八の一八	平成一九・三・元

正 誤

平成十九年四月二十五日 第二七七二号	発行年月日 番号
告示	区分
第三六〇号	番号
三	ページ
下	段
後ろから 三	行
綱滝山	誤
綱滝山	正

林 政 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭